

指定通所介護事業所運営規程
指定第一号通所事業所運営規程

社会福祉法人 ふたあら福祉会
飯田川デイサービスセンター わかば園

社会福祉法人 ふたあら福祉会
飯田川デイサービスセンター わかば園
指定通所介護事業所運営規程
指定第一号通所事業所運営規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人ふたあら福祉会が開設する飯田川デイサービスセンターわかば園（以下「事業所」という）における指定通所介護事業所（以下「通所介護」という）及び指定第一号通所事業所（通所型サービス・通所型サービスA）（以下「通所型サービス等」という）の運営管理及び利用に関する必要な事項を定め、その事業の円滑な実施を目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所は、通所介護の提供にあたっては、利用者が居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 通所型サービス等の提供にあたっては、事業所の従業者は、総合事業対象者・要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 通所介護（通所型サービス等）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地を次のとおりとする。

- 一 名称 飯田川デイサービスセンターわかば園
- 二 所在地 秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168番地の1

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（同一敷地内にある指定介護老人福祉施設の管理者が兼ねて従事するものとする。）

管理者は、理事長の命を受けて事業所の管理及び業務の総括に当たるものとする。

- 二 生活相談員 2名以上（内、1名は介護職員を兼務する。）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切な介護が提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携等に当たるものとする。

- 三 看護職員 2名以上（内、1名は機能訓練指導員を兼務する。）
看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、介護職員と一体となって介護に当たるものとする。
- 四 介護職員 5名以上（内、1名は生活相談員を兼務する。）
介護職員は、利用者個別の通所介護計画又は個別サービス計画を作成し、これに基づいた介護の提供に当たるものとする。
- 五 機能訓練指導員 2名以上（内、1名は看護職員を兼務する。）
機能訓練指導員は、介護職員等と連携をとって、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練に当たるものとする。
- 六 その他の職員 若干名（同一敷地内にある指定介護老人福祉施設の職員が兼務するものとする。）
その他の職員は、その他のサービス提供に当たるものとする。

第5条（利用定員）

事業所の利用定員は、30名とする。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。
- 三 特 例 利用者の都合又は緊急時等の事情により、前各号に定める日又は時間以外の利用申し出があった時は、第一号及び第二号の規定にかかわらず、申し出の日、時間に介護の提供を行うものとする。
この場合における営業時間は、午前7時から午後6時までの間とする。
- 四 営業体制 営業日及び営業時間外においても、24時間常時連絡が可能な体制を整えるものとする。

第7条（介護の内容）

通所介護及び通所型サービス等の主な内容は、次のとおりとする。

- 一 健康状態の確認
- 二 日常生活上の援助
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ 通院の介助等その他必要な身体の介助
 - エ 養護（休養）
- 三 食事サービス
- 四 機能訓練サービス
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操
 - オ 趣味的活動
- 五 入浴サービス
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特別浴槽による入浴
- 六 介護等に関する相談、助言

- ア 日常生活の動作訓練
- イ 福祉用具の利用
- ウ 家族の介護方法
- 七 送迎サービス
- 八 アクティビティ（介護予防）
- 九 その他

第8条（通所介護計画及び個別サービス計画（以下「サービス計画書」という）の作成等）

介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別にサービス計画書を作成する。

また、すでに居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画が作成されている場合には、その内容に沿ったサービス計画書を作成する。

- 2 サービス計画書の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、サービス計画書に基づいた介護を提供するとともに、継続的な管理、評価を行う。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、潟上市、井川町、秋田市の地域とする。

第10条（利用料等）

通所介護（通所型サービス等）を提供した場合の通所介護費等の額及び入浴介助等の加算額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるもの又は各市町村が定める基準によるものとし、当該指定通所介護又は指定第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた額を利用料として受領する。

- 2 食事の提供に係る食事代として、食事1回につき500円を受領する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 利用料の額は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

第11条（緊急時等における対応方法）

従業者は、通所介護（通所型サービス等）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する通所介護（通所型サービス等）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する通所介護（通所型サービス等）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第12条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携

に努めるものとする。

第13条（衛生管理等）

従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第14条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置、職員に周知徹底を図る。

第15条（地域との連携等）

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

第16条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護（通所型サービス等）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市町村へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現にサービスを受けている利用者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

第18条（身体拘束等の原則禁止）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身

体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第19条（その他運営に関する留意事項）

事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1カ月

（2）継続研修 年1回

- 2 事業所は、すべての職員等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 7 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ふたあら福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年10月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 3月24日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。